

## 公営企業型地方独立行政法人の減損会計基準の規定方法の比較

	案の1	案の2	案の3
考え方	公営企業型地方独立行政法人の減損に係る会計基準を置かないことにより、反射的に企業会計の減損会計基準を適用	公営企業型地方独立行政法人の減損に係る会計基準として、公営企業型地方独立行政法人の減損に係る会計基準は企業会計の減損会計基準による旨と、特に留意すべき事項等のみを公示(告示)	公営企業型地方独立行政法人の減損に係る会計基準として、企業会計の減損会計基準と同様の内容を公示(告示)
長 所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・将来の企業会計の減損会計基準の改正(IFRSとのコンバージェンスを含む)が自動的に適用され、逐一改正する必要がない。</li> <li>・国の独法で企業会計の基準を採用するものの法体系と整合的。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同左(ただし、明文で規定した部分については改正の必要が生ずる可能性あり。)</li> <li>・必要な留意事項等について明文で規定することができ、適用方法等が明確になる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・完結しており、他の会計基準を参照しなくてよい。</li> <li>・上記の結果、適用方法等について疑義を生じる可能性が少ない。</li> </ul>
短 所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適用の時期等に関し疑義が生じる可能性がある。</li> <li>・特殊な会計処理が必要な場合や留意事項等について規定することができないため、適用の問題で疑義が生じる可能性が比較的高い。(Q&amp;A等で対応可能な面もある。)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適用の時期等に関し問題で疑義が生じる可能性がある。</li> <li>・適用に当たり、企業会計基準と公営企業型地方独立行政法人会計基準の両方を参照する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業会計の減損会計基準が改正される度に、公営企業型地方独立行政法人の減損会計基準も改正する必要が生じる可能性が高い。</li> <li>・形式的に別の会計基準であるため、企業会計の減損に係る実務慣行を反映してよいかどうかなどの疑義が生じる可能性もある。(Q&amp;A等で対応可能と考えられる。)</li> </ul>